

「坂城町下水道条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年12月17日

坂城町長

坂城町条例第21号

坂城町下水道条例の一部を改正する条例

坂城町下水道条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。